

安曇野市建設工事制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が行う建設工事等の制限付き一般競争入札に関して安曇野市建設工事等事務処理規程（平成17年安曇野市訓令第42号）及び安曇野市建設工事一般競争入札実施要綱（平成19年安曇野市告示第145号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「制限付き一般競争入札」とは、一般競争入札において入札参加資格要件に一定の制限を設け、入札の開札後に入札参加資格要件の確認審査を行い、落札を決定する方式の入札をいう。

(入札参加資格)

第3条 次の各号に掲げる者は、制限付き一般競争入札に参加することができない。

(1) 要綱第3条の参加資格を満たさない者

(2) 安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成27年安曇野市告示第110号)に基づく入札参加停止の措置を受けている者

2 次の各号に掲げる者は、同一の制限付き一般競争入札に参加することができない。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

(2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

(公告)

第4条 制限付き一般競争入札を実施するときは、要綱第3条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項も併せて公告するものとする。

(1) 設計図書等に関する質問、回答の期限及び方法

(2) 設計図書等の閲覧方法

(3) 第11条に規定する入札参加資格確認に必要な書類の提出期限及び提出場所

(4) 落札者決定方法

(5) 入札回数

(設計図書等に関する質問及び回答)

第5条 設計図書に関する質問及び回答は、契約検査課を窓口とし、別に定める様式によりファクシミリ電送又は電子メールを用いて行うものとする。この場合において、質問及び回答は、市ホームページに掲載するものとする。

(入札参加申請)

第6条 制限付き一般競争入札に参加を希望するものは、制限付き一般競争入札参加申請書（様式第1号、以下「参加申請書」という。）により入札参加申請を行うこととする。

2 参加申請書は、入札時に入札書とともに提出するものとする。

3 参加申請書は、市ホームページからダウンロードするものとする。

4 入札時を過ぎて持参又は到達した参加申請書は受理しない。

5 参加申請者が当該制限付き一般競争入札について明らかに入札参加資格を有さない者であると判明したときは、受理しないものとする。

（入札の方法）

第7条 入札会場において市が指定した入札書により行う。

2 入札に際しては、工事費内訳書及び制限付き一般競争入札参加申請書を提出するものとする。

3 入札回数は1回又は2回とし、回数は公告に記載する。

（入札の無効）

第8条 第7条第2項の規定による書類の提出をしなかった者、記載事項に不備があった者の入札は、無効とするものとする。

（落札候補者の決定）

第9条 予定価格以下で最低の価格を提示した者（最低制限価格未満での入札者を除く。）を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第10条 第9条に規定する落札候補者の入札参加資格を確認するため、落札候補者を決定した日又は翌日（閉庁日を含まない。）までに、公告に示した入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求めるものとする

2 落札候補者が、前項に規定する提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とするものとする。

（資格確認書類）

第11条 確認書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 制限付き一般競争入札参加資格確認書（様式第2号）

（2） 配置技術者決定届（様式第3号）

（3） 施工実績調書（公告で必要とされた場合、様式第4号）

（4） その他市長が必要と認めるもの

（落札者の決定）

第12条 入札参加資格の審査は、落札候補者から提出のあった確認書類を審査し、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格以下で応札（最低制限価格未満での入札者を除く。）した次順位者から確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。

2 落札者の決定は、原則として確認書類の提出があった日から起算して2日（閉庁日を含まない。）以内に行うものとする。

3 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により連絡し、契約締結に必要な指示を与えるものとする。第1項の審査において入札参加資格がないと認められた者に対しては、入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第13条 入札参加資格がないと認められた者は、原則として、第12条第3項の通知をした日の翌日から起算して3日以内に、市長に対して、書面により入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、原則として前項の書面を受け取った日の翌日から起算して4日以内に書面により回答するものとする。

3 前2項に係る書類は、事後に公開することがある。

（1名応札の入札）

第14条 入札の応札者が1名の場合は、当該入札を執行する。

（現場説明会）

第15条 入札案件についての現場説明会は、行わない。

（参加申請書及び確認書類等）

第16条 参加申請書及び確認書類並びにその他資料等（以下「申請書等」という。）について、特に必要があると認めた場合は、市長は説明を求められることができる。

2 申請書等に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出後の書類は返却しない。

3 市長は、申請書類及び確認書類、その他資料等を無断で他の用途に使用しないものとする。

（電子入札）

第17条 電子入札により執行する制限付き一般競争入札については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月3日付企画財政部長決裁）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付総務部長決裁）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日付総務部長決裁）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。